

第 43 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会	資料 1-1
令和 3 年 1 月 21 日	

次期国民健康づくり運動プランの策定期間及び今後の検討の進め方（案）

1. 現行の計画期間

健康日本 21（第二次）の計画期間は、2013 年度から 2022 年度の 10 年間とされている。

2. 医療費適正化計画等の計画期間

医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、2018 年度より医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の見直し時期が一致させられており、2024 年度から次期計画期間が開始される。

3. 検討の進め方

自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するために、上記計画と次期国民健康づくり運動プラン（次期プラン）の計画期間を一致させる。また、次期プランの策定後に都道府県等での計画策定のため 1 年程度の時間を確保することとしてはどうか。

具体的には、以下の対応とする。（別紙）

- ・ 2021 年度中に、厚生労働省告示を一部改正し、健康日本 21（第二次）の計画期間を 1 年間延長し、2013 年度から 2023 年度の 11 年間とする。
- ・ 2021 年 6 月頃より健康日本 21（第二次）の最終評価を行い、2022 年夏頃を目途に報告書を作成する。
- ・ 2022 年夏頃より次期プランについて議論を開始し、2023 年春を目途に次期プランを公表する。
- ・ 2023 年度に都道府県等が健康増進計画を策定する期間を設けた後、2024 年度から次期プランを開始する。医療費適正化計画等の計画期間を考慮の上、次期プランの計画期間を設定する。

次期健康づくり運動プランの検討スケジュール(案)

(別紙)

